

今後の委員会の進め方

【設置細則における維持管理・環境管理専門委員会の役割】

太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するにあたり、事業実施中、実施後における様々な事象や問題に対して、当地区を良好な状態に維持することを目的とし、①具体的な管理計画、②維持管理を推進するしくみ、体制、行動計画等を検討するとともに、③当面必要な維持管理を実施する。

【協議会の意見】

- ①太郎右衛門の自然再生の維持管理の基準をどこにおくのか考える必要がある。（第36回協議会H26.3.18）
- ②管理目標WGのメンバー以外にも、いろいろな人にオブザーバー参加を呼びかける。（第37回協議会H26.8.29）
- ③今後の検討のための現地調査の実施と、現地確認での意見はバラバラで、まとまっていないことを報告。
（第38回協議会H26.12.16、第39回協議会H27.3.11）
- ④撒きだし面に外来種が見られたら、工事予定範囲のオギを掘削して張り付ける等の対応を行う。
（H27.2.27現地見学会）
- ⑤水のたまり具合によっては旧流路との接続を再検討。（H27.2.27現地見学会）
- ⑥整備地の少し上流の河畔林にツタがからみついているので、できれば切りたい。（H27.2.27現地見学会）
- ⑦確認されたアライグマの対処法を検討する。（39回協議会H27.3.11）
- ⑧自転車の高速走行、サバイバルゲーム、ゴルフの練習、狩猟等の利用に関する検討を行う。（第39回協議会H27.3.11）

【専門委員会の意見】

- ①公園化も含めた土地管理について基本から考える。対象は整備地と地区全体の両方。（第1回専門委員会H26.5）
- ②特定の箇所の委員による管理の試行を実施し、情報の共有を図る。（第1回専門委員会H26.5）
- ③エコロジカルネットワークも組織体制検討の中で取り扱い検討する。三ツ又沼を取り込む、観光展開メニューも検討。
（第1回専門委員会H26.5）
- ④企業の協力、農家の方の理解を得る。メリットのある連携方法を検討する。（第1回専門委員会H26.5）
- ⑤組織体制と資金確保方策検討を行う。（第1回専門委員会H26.5）
- ⑥管理用通路は机上の検討では決まらないので、現地確認により検討を進める。（第2回専門委員会H26.10）
- ⑦維持管理計画書の検討では、まず、河川管理者と協議会の役割分担の検討を行う。（第2回専門委員会H26.10）
- ⑧現地確認の結果、委員会から、管理用通路、看板設置に関する意見を整理し、協議会で報告。（第3回～6回専門委員会）

【検討テーマの整理と検討順の案】

○概ね検討済み（検討無し）

- ・下池河畔林の整備（残りの整備）

○検討1（維持管理の組織体制）

- ・公園化も含めた土地管理の基本方針
- ・維持管理の組織体制
- ・資金確保方策
- ・外部のオブザーバーの参画

○検討2

- ・当面の維持管理の実施（試行等）
- ・植生管理（除草等）

○検討3

- ・管理用通路の整備（残りの整備）
- ・看板の設置（残りの整備）

○検討4

- ・自然再生地の適正利用について
- ・エコロジカルネットワーク
を実現する組織体制
- 自治体への依頼事項
- ・アライグマ対策

○平成27年度の毎月と、平成28年度以降の進め方（案）

検討項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成28年度	平成29年度	備考
○検討1（維持管理の組織体制） ・公園化も含めた土地管理の基本方針 ・維持管理の組織体制 ・資金確保方策 ・外部のオブザーバーの参画		当面方針報告		当面方針報告		基本方針検討	基本方針報告	行動計画検討	取り組み	
○検討2 ・当面の維持管理の実施（試行等） ・植生管理（除草等）			維持管理の試行		植生管理計画の検討				取り組み	
○検討3 ・管理用通路の整備（残りの整備） ・看板の設置（残りの整備）								検討	整備	
○検討4 ・自然再生地の適正利用 ・エコロジカルネットワークを実現する組織体制								検討		
専門委員会の開催時期	3日	初旬	初旬	初旬	初旬	初旬	初旬			
協議会				下旬			下旬			